

〈池田泉州〉ICキャッシュカード生体認証規定

1. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、キャッシュカード規定、ならびにICキャッシュカード特約、各種クレジットカード型ICキャッシュカード特約、ICキャッシュカードタイプC特約（以下、「キャッシュカード規定等」といいます。）のうちの、生体認証機能を搭載したICカード（以下、「生体認証機能付ICカード」といいます。）上のICチップ（以下、「IC」といいます。）に当行所定の機器、操作および手続きにより当行の認めた利用者（以下、「利用者」といいます。）の「手のひら」および「指」の各静脈パターンを記録（記録した「手のひら」および「指」の各静脈パターンを「生体認証データ」といいます。）し、これを当行所定の機器により当該利用者の各静脈パターンと照合すること（以下、「生体認証データの照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。なお、生体認証データは、ICチップ内のみ保管し当行はデータを保有しません。
- (2) 生体認証データの照合は、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人であることの確認（以下、「本人確認」といいます。）手段の一つとして使用するものです。当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて生体認証機能付ICカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引については原則として本規定の第5条に定めるところによります。

2. (生体認証契約の締結・生体認証データの登録)

- (1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめ生体認証機能付ICカードの申し込みが必要となります。
- (2) 生体認証契約は利用者が生体認証機能付ICカードを持って、当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器により生体認証機能付ICカード上のICに生体認証データを登録したときから効力が発生します。
- (3) 生体認証データの登録は、前項の当行所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証契約の締結および生体認証データの登録に当たっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証契約をお断りすることがあります。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 生体認証データの登録、削除は当行本支店の当行所定の窓口にてお取り扱いします。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の窓口および当行所定のATMにてお取扱いをします。尚、当行所定のATMには当行が生体認証データの照合業務を提携した金融機関等のATMを含みます。但し、タイプAのICカード及びタイプABのAのICカード（以下、安心口座といいます。）は、当行ATMでのみお取扱いをします。

4. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、次のとおりです。①生体認証機能付ICカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座の普通預金口座を含みます。）、決済用普通預金口座、貯蓄預金口座②その他当行所定の基準を満たす預金口座
- (2) 前項の預金口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届け出てください。削除の場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を生体認証対象口座といえます。

5. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。）または解約（生体認証機能付ICカードのみの解約も含みます。）（以下、払戻しと解約をあわせて「払戻し等」といいます。）を行う場合は、当行所定の窓口にて生体認証データの照合が必要となります。詳細は第6条に規定するところによります。
- (2) 生体認証対象口座の預金に関し、当行所定のATMで各種照合、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。）、暗証番号の変更その他当行所定の取引をする場合は、生体認証による本人確認を行います。詳細は第6条に規定するところによります。
- (3) 当行が必要と認めた場合、または当行所定の一部の届出については、生体認証による本人確認を行います。

6. (預金の払戻し・振替・振込・解約等および生体認証データの照合)

- (1) 当行所定の窓口にて生体認証対象口座の預金の払戻し等を行う時は、生体認証機能付ICカードと預金通帳、および届出の印鑑をご持参のうえ、当行所定の窓口へ払戻請求書等の当行所定の書類に署名のうえ、届け出てください。

(2) 生体認証対象口座の預金に関し、当行所定のATMで各種照会、払戻し(預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)、暗証番号の変更その他当行所定の取引を行う時は、当行所定のATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに生体認証機能付ICカードを挿入しご利用ください。

(3) 第1項の取引について、当行は生体認証データについて当行所定の機器によって同一性が認定され(以下、「生体認証データの一致」といいます。)、かつ払戻請求書等に使用された印影(または署名)と届出の印鑑(または署名鑑)との一致が確認できた場合に、払戻し等を行います。第2項の取引について、当行は生体認証データの一致が確認されかつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に、払戻し(預金の払戻しによる振込、振替取引も含みます。)を行います。ただし、ATMで生体認証対象口座の解約は行えません。生体認証データの一致を確認して取扱いしましたうへは、払戻請求書等の書類について、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 生体認証対象口座の払戻し等は、当行が特に認めた場合を除き、届出の印鑑のみによるお取扱いはできません。

(5) 第3項および第4項の規定にかかわらず、当行が当行所定の機器で生体認証による照合が不可能と判断した場合、当行所定の方法で払戻し等を行う場合があります。その場合、当行が届出の印鑑と相当の注意を以って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。尚、当行が生体認証データの照合業務を提携した金融機関の窓口では、この取扱はできません。

7. (生体認証データ登録前の取引)

生体認証機能付ICカードに、生体認証データが登録されるまでの間は、以下のとおり取扱います。

(1) 安心口座は、当行が認める場合を除き、払戻し等のお取扱いはできません。

(2) 安心口座以外の口座は、当行所定のATMにおける第6条第2項の取引について生体認証データの照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。

8. (生体認証データの登録変更)

生体認証データの登録の変更を行う場合は、当行所定の窓口にて、当行所定の書類を届出てください。当行は、本人確認を

行う等、当行所定の手続きをした後に登録の変更を行います。

9. (カードの有効期限更新・事故・使用不能時等の手続き)

(1) 生体認証データを登録した生体認証機能付ICカードを更新、事故、カード種類の変更、または生体認証機能付ICカードの使用不能などにより、新しい生体認証機能付ICカードに切り替えた場合は、すみやかに新しい生体認証機能付ICカードに生体認証データの登録手続きを行ってください。

(2) 当行所定の窓口において、当行が真にやむをえないと認められた場合は、生体認証データの照合の方法によらず、払戻し等をする場合があります。その場合、当行が届出の印鑑と相当の注意を以って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (認証装置の障害時の取扱い)

生体認証データの照合を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由がある場合は、生体認証対象口座の預金払戻しまたは解約の受付を一時的に中止する場合があります。また、当行に故意、重大な過失がない場合は、当行は責任を負いません。

11. (代理人)

(1) 預金者本人は生体認証機能付ICカードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し、振込、振替等につき代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。本人が法人である場合は、社内の代理人1名とします。)を届け出ることができます。

(2) 前項の場合、代理人は預金者本人が同席のうへ預金者本人の生体認証機能付ICカードは、預金者本人の生体認証データのみを、代理人の生体認証機能付ICカードには代理人の生体認証データのみを登録する必要があります。代理人が生体認証データを登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。

(3) 当行所定の手続きにより代理人の生体認証データを登録した場合、当行および当行が生体認証データの照合業務を提携した金融機関等は生体認証機能付ICカードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。

(4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。

(5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者

本人から当行所定の届出をしてください。

12. (生体認証契約の解約)

生体認証契約は以下の場合、解約となります。

- (1) 本人から生体認証機能付ICカードの解約の申出があった場合
本人から生体認証機能付ICカードを解約する旨の届出を当行が受け付け、所定の手続きが完了したとき。
- (2) 生体認証対象口座が解約された場合
預金者本人からのお申出による他、生体認証対象口座が預金規定にもとづき解約された場合も含まれます。
- (3) 生体認証機能付ICカードが利用停止となった場合
キャッシュカード規定等により、当行が生体認証機能付ICカードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、生体認証対象口座にかかる当行所定のキャッシュカード規定等により取扱います。

14. (規定の改定)

- (1) 本規定は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) また、適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のためにICカード上のICに自己の「手のひら」および「指」の各静脈パターンを記録・保管することに同意していただきます。

- (1) 生体認証データは、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の静脈パターンとIC上の静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引については原則として以下に定めるところによります。
 - ① 生体認証対象口座の預金に関し、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）または解約（生体認証機能付ICカードのみの解約も含まれます。）をする場合。

- ② 生体認証対象口座の預金に関し、当行の所定のATMで各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます）、暗証番号の変更その他当行所定の取引をする場合。
- ③ 生体認証対象口座の預金に関し、当行が生体認証データの照合業務を提携した金融機関等のATMで当行所定の取引をする場合。
- ④ その他、当行が必要と認めた場合。（ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限りま。）

以上
(2015年9月現在)